

倫理規程

この規程は、公益財団法人原田積善会（以下、「本会」という。）が公正かつ適正な事業活動を行い、役職員が行動と意思決定を正しく行うために遵守すべき事項を定める。

（基本的人権の尊重）

第1条 本会はその設立目的に従い、常に基本的人権を尊重して事業運営に当たる。

（法令等の遵守）

第2条 本会は、関連法令及び本会の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。事業の運営に当たっては反社会的勢力の排除を厳正に行う。

（私的利益の禁止）

第3条 本会の役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第4条 本会の役職員は、その職務の執行に際し、本会との利益相反が生じる

可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本会が定める所定の手続きに従わなくてはならない。

2. 助成事業を行うにあたり、理事、監事、評議員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(情報開示及び説明責任)

第5条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を、本会ホームページ等の活用により積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めることとする。

2. 本会定款第10条に定める書類に加え、理事会・評議員会の議事録を同条所定の方法により開示することとする。

(個人情報の保護)

第6条 本会は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

附則：1. 令和2年10月8日 理事会決議により制定